



令和2年5月1日

報道機関 各位

島根大学の生活困窮学生に対する経済的支援

◆本件のポイント！

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、アルバイト収入が減り、生活が困窮し、学業を継続することが困難学生に対し、経済的な支援を行います。
- ・生活が困窮している学生に対し、企業・団体・一般の皆様へ寄附を通じて支援をお願いします。

◆本件の概要

1. 経済的支援制度について

(1) 授業料の納入期限の延長申請について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学生本人及び保護者の収入が減少し、在学生活の維持が困難になっている学生に対して、授業料を8月末まで徴収猶予します。

(2) 緊急学生一時金支給制度について

アルバイトなどの収入が激減して生活に困っている学生のため、緊急学生一時金支給制度の実施を開始します。生活に困窮し、支援を必要とされている学生向けに、申請書の内容を確認した上で、一時金の給付を迅速に決定します。支給額は3万円といたします。

2. 経済的支援の協力をお願い

緊急学生一時金支援制度により生活に困っている学生のため、緊急学生一時金を支給いたします。ご支援をいただける企業・団体・一般の皆様へ緊急学生一時金に係る募金のご協力をお願いする次第です。

本学は、このような厳しい状況下においても、未来を担うすべての学生に質の高い教育を提供することができるよう、最大限の努力をしております。

島根大学の学生が、誰一人として不本意にも経済的な理由により、学業の継続をあきらめることのないよう、この趣旨にご賛同いただき、皆様の厚いご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(募集期間) 4月27日～6月30日

◆本件の連絡先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

TEL：0852-32-9797

総務部総務課法規・基金グループ

TEL：0852-32-6015

【添付資料： あり（ 枚） なし】